

第一回國會 衆議院 厚生委員會會議錄 第二十七号

昭和二十二年十月三十日(木曜日)

午前十四時三十分開議

出席委員

委員長 小野 孝君

理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君

理事 飯村 泉君 理事 有田 二郎君

理事 大瀧龜代司君 理事 徳田 球一君

松谷天光光君 武藤運十郎君

師岡 榮一君 園田 直君

花月 純誠君 近藤 鶴代君

柳原 亨君 村上 清治君

野本 品吉君

出席政府委員

總理廳事務官 三橋 則雄君

本日の會議に付した事件

國際電信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律案(内閣提出)(第四六號)

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六六號)

請願

一 恩給増額に關する請願(山本猛夫君紹介)(第一六六號)

二 元官吏の恩給増額に關する請願(等原貞造君外三名紹介)(第一九二號)

三 元官吏の恩給増額に關する請願(佐竹晴記君紹介)(第四八〇號)

四 恩給増額に關する請願(永井勝次郎君紹介)(第四八六號)

五 元官吏の恩給増額に關する請願(植原悦二郎君外二名紹介)(第六一九號)

六 元官吏の恩給増額に關する請願

願(唐木田藤五郎君外一名紹介)(第六二三號)

七 恩給増額に關する請願(池谷信一君外二名紹介)(第六二八號)

八 中等學校教員の恩給増額の請願外一件(野海勝君紹介)(第六九〇號)

九 恩給増額に關する請願(小林運美君紹介)(第七〇九號)

一〇 元官吏の恩給増額に關する請願(石川金次郎君紹介)(第七九四號)

一一 中等學校教員の恩給増額の請願(石川金次郎君紹介)(第七九五號)

一二 巡査の恩給増額に關する請願(石川金次郎君紹介)(第七九六號)

一三 恩給増額に關する請願(坪川信三君紹介)(第八七三號)

一四 恩給増額に關する請願(本藤恒松君紹介)(第八八五號)

一五 恩給増額に關する請願(相馬助治君紹介)(第九三七號)

一六 恩給増額に關する請願(受田新吉君紹介)(第九七九號)

陳情書

一 文官恩給増額に關する陳情書(長野縣東筑摩郡生坂村吉澤三男也)(第七六號)

二 恩給増額に關する陳情書外一件(新潟市西大畑町新潟縣恩給増額期成同盟會會長片山三男外一名)(第二八二號)

三 傷痍軍人の増加恩給増額に關する陳情書(栃木縣教育民生部社

會課協助會栃木縣支部長小平重吉外三十五名)(第二八六號)

四 恩給増額に關する陳情書外一件(山口縣大島郡白木村藤村梅三郎外六十八名)(第三六八號)

五 恩給扶助料増額に關する陳情書(山口縣大島郡浦野村中西基作外二十九名)(第四一〇號)

〇小野委員長 これより會議を開きます。

先日の委員會で議題に供しました恩給法の一部を改正する法律案及び國際電信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律案、この二法律案の審査と併行いたしました、恩給に關する請願、陳情の類を審査いたしましたと思ひます。最初に恩給増額に關する請願、文書表第四八六號、永井勝次郎君紹介のものを議題といたしました。紹介議員の説明を求めます。永井勝次郎君。

〇永井勝次郎君、この問題はほかの各位からいろいろ提案がされておりますので、それらの方々の御意見とも照らし合せて御審議を賜りたいと思ひます。御承知の通り、古くはインフレの高進してあります現在においては、タバコ代にもあたらないといふような現況であります。官公吏が在職中與えられた俸給といふものは、まったくその月はその月だけの生活を保証するだけでありまして、老後のために貯蓄をするといふような餘裕

は全然なかつたわけでありまして、殊に誠實なる官公吏として在職中精勵した者は、そういう貯蓄等について全然餘裕がなかつたことは、すでに皆さま御承知の通りであります。そういうような状態で生涯を國家並びに公共のためにささげて、零細な恩給で零細と老後を養おうとした人々が六十、七十を過ぎまして、タバコ代にもあたらない恩給をもつて生命をつなげなければならぬといふ惨憺たる状態におかれてゐるのであります。こういう現實といふものはまづたたく本人の過失から起つたものではなかつて、國家みずからがこういう困難な事態に立ち至らしめてゐるのでありますから、その生活に對しては保障するの義務と責任があるといわれれば考へるわけでありまして、そういうような立場で、急速にこの問題は増額を實現していただきまして、一生涯を誠實に國家公共のために奉仕した者に對する老後の最低の生活の保障を國家においていただきたい、こういう趣旨であります。何とぞ御審議の下、御採擇あらんことを切にお願ひする次第であります。

〇小野委員長 本請願に對する政府側の意見及びこれに關連しての委員會の質疑は後に一括してこれを行いたいと思ひます。續いて池谷信一君ほか二名紹介の文書表第六二八號、同じく恩給増額に關する請願でございます。これを議題に供します。紹介議員の御説明を願ひます。池谷信一君。

〇池谷信一君 ただいま永井議員から御説明がありまして、大體私の申し上げるところとも同じようなものであります。今さら申し上げるまでもなく、今日のうちにインフレインが高進し、物價の高騰してあります際におきましては、一定の収入しか得られないところの官公吏その他の一般生活者の生活が、非常に困難であるといふことは、各位が十分御承知になつておられるところでありまして、殊に恩給生活者の生活はさらに困難であり、むしろ悲慘であると思ひます。長い間國家社會のために貢獻した人々が、その老後の生活を恩給に託して細々ながらも何とか安定した生活をしたと念じておりましたのも、今やまづたく一朝の夢と化しまして、今日いかに悲慘な生活をしてゐるか想像に餘りあるものがあるものであります。今日の時代におきまして一箇年にわづか千圓や二千圓の恩給がはたして生活のたしになるものでありましようか。それはほとんどゼロにもひとしいものであると思ひます。一口に恩給生活者と申しましても、未だ年齢も若く働く力のある者であるとか、あるいはよく扶養義務者がある場合は別であります。すでに齢を重ねて獨力をもつては働く力もなく、適當な扶養義務者もなき場合におきましては、まことに氣の毒であります。これに對しましてはよろしく國家において速やかに十分なる對策を立てなければならぬと思ひます。よろしく各位におかれましては御審議の上、恩

給生活者に對しまして適當なる御考慮を拂われんことを切に願ひしてやまない次第であります。

○小野委員長 この際お諮りいたしますが、恩給増額に關しては請願といひまして、なおたゞいま御説明がありましたが、山本猛夫君紹介の文書表第一六六號、それから小林運美君紹介の文書表第七〇九號、坪川信三君紹介の文書表第八七三號、本藤恒松君紹介の文書表第八八五號、相馬助治君紹介の文書表第九三七號、受田新吉君紹介の文書表第九七九號、以上の通り請願がございしますが、後刻紹介議員が参りました際にはあるいは發言を願うかも知れませんが、同様な趣旨の請願でございしますから、これらにつきましても紹介議員の説明が済んだというふうにして運んでまいりたいと思ひますが、御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 それではさうにして運んでまいります。この恩給増額に關する請願につきまして政府側の意見を求めます。

○三橋政府委員 一般官吏の在職中の俸給は、その日の生活を辛うじてしていくという程度でございしますから、その俸給の中から若干の金を出しまして、貯蓄、蓄積いたしまして退職後の生活の安定をはかる資本にするというふうな餘裕はほとんど考えられませんが、従いまして最近におきましますところのインフレの現状からいたしまして、恩給の収入で、また主たる収入を恩給収入に依存して生活されておられる方々の生活が、非常な困難な状態に陥つておられるというところにつきましては、私も十分に御同情申し上げ

げ、決してその生活の困難さというものを無視しておるわけではないのであります。恩給制度の上からいたしまして、こういうふうな状態に放任しておられますわけではありませんが、そのままにしておられますというところは、政府といたしましてはまことに意に満たないところでございします。けれども、御承知のような今日の敗戦後の現状でありますために、政府といたしましては各方面にわたります施策しなければならぬことが山積しておられるやうな實情であります。あるいは軍人の遺家族のごとく、かつては恩給を受けらるべき人であつて、恩給を受けない者となつておられる人もあれば、また傷病軍人のごとく、相當の恩給をもらうべかりし人であつて、その恩給を減額しておられる人もあるものであります。こういうふうな人々、その他戦災者とか海外から引揚げてきた人々に對しますところのいろいろの社會保障的な施設も十分にいつていない現状であります。そういうふうな施設經營のことも考へていかなければならぬ現状でありますから、そういう點も考へながら恩給増額ということも決して忘れないで考へてはおりますのでありますけれども、まだ恩給を増額するという結論にまで至つていない實情であります。もちろん社會の移り變りともならみ合せをしまして、現在檢討することとはもちろんであります。が、今後十分この點は検討いたしまして、恩給を増額し得る適當の時期に達しました場合には、速やかにその具體策を講じたいと考へておるところであります。

○小野委員長 先ほどちよつと申し上げましたが、なお請願は先ほど申し上げましたほかに、笠原貞造君ほか三名提出の第一九二號、佐竹晴記君紹介の第四八〇號、植原悦二郎君、ほか二名提出の第六一九號、唐木田藤五郎君ほか一名紹介の六二二號、石川金次郎君紹介の第七四四號、これらは前に申し上げましたのと少し違ひます。點は、具體的に恩給を何倍に引上げてくれというところが書いてある點が違ひただけでございます。その上上げてくれという要望は、一番少いので十倍にしてくれというのであります。佐竹晴記君紹介のものは七十倍ないし百倍に上げてくれというのであります。なおその他に特に中等教員の恩給増額と限定いたしました野藤勝君紹介の第六九〇號、それから石川金次郎君紹介の第七九五號がございします。それから特に巡査の恩給増額に關しまして、石川金次郎君紹介の第七九六號がございします。これも、趣旨においてはまづた前の恩給増額と同様でございしますから、これらについても紹介議員の紹介があつたものとしてまいりたいと思ひます。

なお陳情をいたしましては吉澤三男也君の文官恩給増額に關する陳情、それから片山三男君ほか一名からの恩給増額に關する陳情、藤村梅太郎君ほか十八名からの恩給増額に關する陳情、それから小平重吉君ほか三十五名からの傷病軍人の増加恩給増額に關する陳情、中西基作君ほか二十九名からの恩給扶助料増額に關する陳情がございします。これらもまた同一の趣旨でございしますから、一應説明が終つたことになりまして、これら全般の問題について審査をいたしたいと思ひます。野本吉吉君。

○野本委員 恩給一般の問題に關しまして若干質問いたしたいと思ひます。國家公務員法の第七條によりまして、職員であつて、相當年限、忠實に勤務して退職した者に對しては、恩給が與えられなければならない。と規定してあります。なおこの第八條によりまして、前條の恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の當時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の條件に應じて、その後において適當な生活を維持するに必要な所得を與えることを目的とするものでなければならぬ。かように規定されております。すなわち新しくできました國家公務員法によりまして、職員として忠實に勤務した者に對しまして、相當の恩給を支給しなければならぬという原則がここに確立されておると思ひますが、この原則に照しまして、現在支給されておる恩給の額がはたして適當なものであるかどうか。また現在における恩給の支給をそのままにしておいてよろしいかどうか。これについての政府の所信をまず伺いたいと思ひます。

○三橋政府委員 現行恩給制度のもとにおきまします恩給の金額の現状は御承知の通りでございまして、この恩給の金額の増額につきましては、ただいまお答えいたしましたやうなことで御了承願ひたいと思ひます。この國家公務員法の中に、ただいまのお話のやうなふうに恩給制度に關する規定がございしますから、國家公務員法もすでに成立したことでございしますから、新たにできますところの人事委員會において、新たな構想のもとに、この百七條等に書かれておりますやうな趣旨のもとに恩給制度がつくられるものと考えております。

○野本委員 新しくできます人事委員會でなるべく速やかに恩給制度に關して研究を行つて、その成果を内閣總理大臣に提出しなければならぬということをお言われておられますが、この人事委員會におけるこの制度に關する研究は、少くとも先ほど申しました第七條及び第八條の精神をゆがめるやうなことは絶対にないと思ひますのであります。従つて現在におきましてもわれわれといたしましては、今支給されております恩給が當然この新しい國家公務員法の精神に從つて改訂せらるべきであるというふうにか考へるのであります。この點についてはいかがでありますか。

○三橋政府委員 恩給法を改正いたしまして恩給の金額を増額いたしました場合におきまして、その恩給法の改正のありました後の退職者の恩給のみを増額するの、あるいはまたその改正前の恩給受給者、すなわち現在の恩給受給者の恩給も増額するかというやうな、こういう御質問の趣旨は、今後できましますところの恩給制度は、この公務員法に書いてありますやうな趣旨によつて、できることと存じておりますが、その際におきまして、従来の恩給受給者、すなわち現在の恩給受給者の恩給を増額するかどうかというところも、やはり人事委員會で恩給制度を考へられるときに取上げられて、論議される問題だらうと思ひます。従來の例からいいますれば、明治四十四年と、大正九年だつたと思ひます。

が、俸給令が改正せられて、従来の恩給金額が相増額せられた。その際におきましては、その恩給法の改正後の退職者の恩給金額を増額いたしますとともに、従来の受給者の恩給金額を増額いたしております。こういう先例もありますから、もちろんこういう先例がありますことも考えられました上におきまして、人事委員会におきましてとくど検討されることだろうと思っております。

○野本委員 現在の恩給を主たる収入として生活しておりますところの文官、教育職員、警察官、監獄の職員、その他待遇職員等の生活がいかに困つていられるかといふことにつきましては、先ほど諸願の趣旨にも明瞭に述べられているのでありますが、最近の物價におきましては、約六十三倍になつており、一般俸給におきましては、二十倍以上になつていられるの事實を見ますときに、恩給その他現在の恩給額が當然増額されなければならないといふことを信じて疑われないものであります。先ほどお話をいたしましたように、現在恩給によりまして、細々としかもつましやかな生活をしております人の状態を考へて見ますのに、長い間國家公共のために奉仕しておりまして、ほとんど老後を過すべき貯蓄をもつておられないことは、先ほどもお話のあつた通りであります。それからまたそれらの人たちは、かつての日本の社會の、あるいは指導者として地方のために非常に役立つ人々であります。これらの人々を氣の毒な生活状態におくことは、何としても私どもとしましては、忍ぶことができないのであります。私はここに一つの實例を申すので

ありますが、私どもがお世話になりました先生で、孔子様と言われるほど幾千の子弟から神機のごとくに尊敬されている人々がおられます。この人は長いこと轉々と各地の學校をまわつたのでありますけれども、おやめになつてから自分の町村へ引歸されまして、その徳望を慕ひまして、ただちにその村の者は熱心にその先生を説いて村長になつていただきました。村長になつてから村の治績は非常にあがりまして、學村を名とくとして喜んでおつたのであります。ところが戦時中の村長なるがゆえにやがてその職におることができなくなつて、また戦争中かわい子供たちを失つておる。そうして今殘された老夫婦はわずかに千二百圓の恩給の収入以内で生活しなければならぬ。前に多少の土地はもつておつたのでありますけれども、轉々と任地をかえる關係上、土地の者にこれを耕作せしめておりましたために、今これを耕作しようとしてしましても、その土地を自分のものとして耕作することができない。恩給は私に涙をもつてかようなことを言ふことは實に忍びないことであるけれども、いかにして生きていつたらばいいかといふことが、實に切實な問題になつたといふことを訴えておるのであります。かような方はおそろしくこの方一人でなしに、他にも多数あると思ふのであります。私どもはかような方々が苦しむにめな生活に陥つておることに對しまして、國家としても當然その責任を感じなければならぬと、かように考へておるのであります。そこで問題はいろいろあると思ふのでありますが、世間ややもしますという

と、食ふことができないならば、生活保護法を適用して生活保護を受けたらどうか、というようにも言われるのでありますけれども、われわれの常識からいいますならば、かつての地方の指導者であり、教育者であり、官吏であつて、そして一般から尊敬されておつた者が、いわゆる生活困難者として扱われることは、本人の氣持に悪いといふことは許さないであらう。私ども國家社會といたしましては、それらの人たちの誇りを傷つけないようにしなければならぬと、かように考へております。かような事例につきましても、何と申しませうか、親身になつて考へていただかなければならぬ。私はこの際お聴きしたいと思ひますことは、現在生活保護法によりまして生活しておる者の數と、それからそのために支出しておる費用がどれくらいになつておるかといふことをあらためて伺ひたいと思ひます。

○小野委員長 それは社會局關係のようです。から傳へておきます。

○野本委員 いろいろとさらに伺ひたいことがありますが、提出された資料その他を一應検討の上またお伺ひしたいと思ひます。

○田中(松)委員 かつて恩給亡國といふような言葉が使われておりました。が、この恩給亡國といふその言葉の裏には、官吏優遇に偏しておつた恩給のものに對する非難といふことも含まれておつたやうでございます。今日ではいわゆる當時言われておつた恩給亡國といふような言葉は一應解消したかのやうでございますけれども、恩給そのものの本質的な再検討といふこ

とをやらなければならない時期に迫つておると思ふのでございます。もちろんただいま政府當局からお説明になりましたやうに、今日の社會情勢あるいは國家財政、そういうものから考へてみるといふと、やりたいことはやりたけれども、なか／＼思うやうにはいかない。しかしやれる時が来たならば、そういうやうにしたい、こういう御意見のやうでございますが、やれるやうになるまで待てる情勢であるかないかといふ、そういう面に對する御考慮をお願いしたいのでございます。財政の面ということは、これはおつしやるまでもなく、私どもも十分考慮いたしておるものでございますが、その許されたる財政のわく内において、平言葉で言うならば、やりくりをやつていくといふやうなこともこれは考えられる。たとえば恩給をもらふ年限には達したけれども、本人はまだ若いから十分はかの面を働ける、そういうやうな人たちはやつぱりこの際、いわゆる働く義務を喜んでもつていただいて、恩給の方はまず當てにしないやうなぐあいにしていただきたい。けれども年は若くても、病弱のために、それ以外に生活の途がないといふやうな方面には年齢といふ制限を除く。あるいは年齢はもう恩給をもらふ年に達したけれども、自分の財産を相當持つてゐる。こういうやうな方面にはしばらくの間やらなくともいいではないか。もちろん恩給といふもののに對しては異論もございまして、長い間働いた者に對して、こつしななければならぬといふやうなこともよくわかりますけれども、政府當局もおつしやいましたやうに、いわゆる今日の敗戦後の状態であり、財

政といふやうな面ともならみ合はしていかねばならぬのでございます。から、思うやうにいかぬ。しかし思うやうにいかぬそのわく内においてどれを先にするか、どれをあとにするかといふやうなことは、そこに温かい血と涙と、そしていいと考へついたことならば斷行するといふ勇氣があつたならば、そのわく内において今日の實情に即したやうな手段が考へられるのではないかと考へております。今日議題に供せられておりますのは、恩給法の一部を改正する法律案でございます。私がかこで質したいのは、恩給の方の根本的な問題からの再検討でございます。私はいまこでは御質疑をこの程度で止めておきますが、お伺ひしたいのは、恩給そのものに對する再検討をするといふやうな機會、あるいは根本的に恩給法といふものを考慮し直すといふやうなお含みが當局にあるかないか。もしあるとするならば、もちろんはつきりした期限は言われませんが、いかに考へておるといふやうな、あらかたの時期といふものもお示し願ひますならば、私どもはそれに對應して、私どもの恩給法に對する考へ方をいろいろ吟味し、勉強していきたいと思ふのでございます。紹介議員から、また野本議員からも詳しくお話がございまして、今私がもう一つ當局にお含みを願つておきたいことは、そういう面についても十分お含みではあると思ひますけれども、いかに今日の情勢下において悲惨な立場に立つておる者があるかといふ一例でございます。去る十月の十一日、福岡縣朝倉郡大福村田中伊勢吉という人から私面會

を申し込まれました。ちようど厚生委員會に出ておりましたので、面會の申込みの知らせを受けたのが大分遅れました。面會に行つてみると、その人は一葉の名刺にわかれの挨拶を書き残してすでに歸つたあとでありました。私はその名刺の裏に書かれたこの挨拶文を見まして、妙に氣をひかれておりました。はたして私の悲しい豫感的中いたしました。明けて十三日には被災老人の訴えという書置が手紙をもつて配達されました。六十五歳の田中伊勢吉という老人は十月十二日に宮城前で自殺を遂げたのであります。被災老人の訴えという同人の書置の中に血涙を流す一節があります。

「私はこの戦争に二兒をささげた遺族であります。長男はガタルカナルで二十七歳、次男はビルマで二十六歳で戦死しました。——中略——妻も私もともに六十五歳の老齢で、他に頼るべき身寄りもなき被災老人で、殊に私は神経痛を病み、歩行困難なるものであります。行く先を考へるとき、さびしさ、心細さが限りもなくわいてきます。あの子たちがおつたら、月に數千圓の収入があり、餘生を樂しむことが出来るものを、思わず愚痴の涙を催します。——中略——私は若いとき意けたものではありませんが、米一升三十錢、酒一升一圓のとき、貯金もしました。國家の恩給も受けています。貯金のみでも十二年間は暮らしています。物價の高騰は、數箇月で貯金の底をはたいてしまいました。恩給は軍人關係の分を削除し、文官關係のみ年額四百圓餘に訂正されましたが、退職當時に

比較して何十倍にもなつた生活費には何のたしにもなりません。政府は食えない者の救済策として、生活保護法があるではないかと言ひでありました。が、戦争犠牲者が、極貧者に轉落し、タバコ、酒はおろか、一枚のジニパンさえも買えない最低生活を、しかも國家の保護という恩義を齎して、これを受けねば生きていかれぬとは、實に悲しき運命ではありませんか。雪の中に凍えてゐる者のみじめさは、やはり雪中にゐる者のみがあるものであつて、丹前をまとい、火鉢に温まつてゐる者の想像も及ばないことです。被災者、引揚者、傷痍軍人、遺族の心中は、これと同一の境遇にある者のみがうかがうことが出来るのであります。私はやがてはかなくこの世を去ることでしょうが、この私と同じ運命にある戦争犠牲者のために、何らかの方法によつて、この窮乏を非戦争犠牲者に訴へ、たとえ恩の根は絶えても魂をこの世に止め、現在の不公平を是正し、敗戦の苦杯を國民全部が喫するようになりたいと思ひます。恩の根はたとへ絶ゆるとも魂をこの世にとどめ償を正さむ。こういうことをもちろん政府當局でも十分お含みでございませうが、ひとつ出来るようになつたら何とかしただいというお氣持を一步進めていただいて、そのわく内においてこゝろいものゝを先に何とかするといふような、生きた實際面における政治が行われるようになつてほしいものでございます。まことに希望のみを申し上げましたが、最初にお願いしましたようにここで政府當局から聴きたいことは、そういう根本的な再検討の含みがあるかないか、あるとすればはいつごろにな

るか、それをお伺いしたいと思ふのでございます。

○三橋政府委員 公務員法が成立しましたから、公務員法の中に書いてありますようなふうには、新しい恩給制度というものは、人事委員會におきまして近く根本的に検討されることと存するのであります。

○野本委員 こまかく目は通しません。私はただいま政府から提供された資料を見まして、こゝでどうしてと言わなくてはならぬ氣持になりましたので、一言申し上げまして御意見を伺いたいと思ひます。提出された資料によりますと、文官恩給率の最高受給者の恩給額は、四千八百圓になつております。おそろくこの四千八百圓の恩給を受けております文官は、國家公共のために多大の功績を留めて職を去られた方と想像するのであります。しかるに一方生活保護法によりまして、最低の給與を受けるものであります。一人一日十二圓五十錢、月三百七十五圓、年額四千六百五十二圓五十錢を支給されることになつておるようであります。この生活保護法によつて四千六百五十二圓五十錢を支給されておられますの中には、むしろ本人の意欲によつてこゝろい生活に轉落した者のみではないと思ひますけれども、私どもが生活保護を受けておられます者の實態を見るところによりますと、本人の不注意、怠慢、その他の不心得から、現在の困窮状態に轉落して、さうして生活保護を受けておられる者が、相當あると考えられるのであります。こゝで私が政府にお伺いしたいと思ひますことは、多大の功績を残して退職された最高恩給受給額が四千八百圓で

あり、意欲によつて、むしろ社會に害を流したのではないかと思はれるような者の生活保護の金額が、ほとんどそれに近い四千六百五十二圓五十錢になつておるといふことは、何としても納得のできない、矛盾したところがあると思ひます。この點につきまして政府の方のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○三橋政府委員 恩給の金額が非常に少いことは、ただいまお話になりました通りでございます。この恩給の金額と生活保護法の金額を比較いたしますと、今お話のようなことでございまして、これもよく承知しておることとでございます。生活保護法の金は生活保護法の趣旨によつて出されるところであります。これは理由のあるところでありまして、この生活保護法のこゝろい金が出てゐることは、もちろん恩給の金額の増額をするかしないか、また増額をするとなればどの程度の増額をするかといふことにつきましては、十分に參考にして検討しなければならぬ問題だと考へております。さういふふうなことも考へながら、今恩給の増額のことにつきましては、種々検討をいたしておるところでございます。すけれども、先ほど申し上げましたやうなふうには、いさゝか國家の事情がありまして、未だ御満足のごやうな恩給の増額を得る結論に至つていないことは、まことに心苦しく思ふものでございます。御了承願ひたいと思ふ次第であります。

○野本委員 ただいま申し上げました生活保護と恩給との間の矛盾確認されておりますことは、十分に承ひたいと思ひます。従つてその矛盾を確認されてお

ります以上は、一刻も早くこれに對して適當に處置しなければならぬといふことをお考へになつておられることとわかりました。ただ結論に達しない。結論に達したら實現に努力すると、こゝろ申されておるのでありますけれども、その結論に達しないおま理由は、先ほど來お話のありました敗戦後の日本の實情が、これを許さないといふことだけなのであります。それともほかに何か特別な事情があるのではありませんか、お伺ひしたい。○三橋政府委員 ほかに特別な理由はございません。○飯村委員 一般の恩給の増額については、いろいろ他の面とのことがありますが、その御趣旨はよくわかるのですが、ただそのうち傷痍軍人の恩給の問題については、これは一般の問題と切離して考へていただきたい點が多々あると思ひます。それは現在の傷痍軍人の受けておる恩給の基礎といふものが、いかに零細なものであるか。あの基礎が他の俸給者の現在における俸給の基準と比較しますとさういふ何十分の一に當つておるかといふ問題も私は考へておるのであります。この點におきまして、傷痍軍人の恩給を至急に増額せられることは、決して他の恩給を上げるということの現在の困難さとは比較にならない安易さがあるのじやないか。現在の傷痍軍人が受けてゐる恩給の基準が、他の俸給者の受けておる俸給と全然違つておるといふことは、恩給局長もよくおわかりのことと思ひます。ですからたとい連合軍の指令に基づくものからいつてみましても、あれは傷痍軍人の最低程度を許されておるはずであります。最低限度

[illegible]

昭和二十二年十二月二十一日印刷

昭和二十二年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第七号)

(六七二)